

(別紙様式1)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 静岡県  
農業委員会名：御前崎市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	986	農業就業者数	1,165	認定農業者	142
自給的農家数	364	女性	564	基本構想水準到達者	349
販売農家数	622	40代以下	110	認定新規就農者	17
主業農家数	175	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	37
準主業農家数	102			集落営農経営	1
副業的農家数	345			特定農業団体	0
				集落営農組織	1

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	347	1,100	-	-	-	1,450
経営耕地面積	301	546	217	328	1	847
遊休農地面積	90	302	218	84	0	392
農地台帳面積	551	1,503	-	-	-	2,054

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 4月 17日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	-	7
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	2
40代以下	-	1
中立委員	-	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	21	20	2

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,450ha	741ha	51.10%
課 題	以前と同様に担い手不足が課題となる。実質化された人・農地プランの話し合いを活用して、農地の効率的な活用を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	823 ha	(うち新規集積面積	82 ha)
	目標設定の考え方:御前崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の数値			
活動計画	農地中間管理事業の周知を進め、耕作放棄地解消や基盤整備事業を活用し、農地集積を進める。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数	R2年度新規参入者数
	6経営体	4経営体	3経営体
	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積	R2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.6ha	1.8ha	6.4ha
課 題	県やJAと協力し、支援制度の広報に努める。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	1.0ha
活動計画	静岡県農業ビジネス課と連携して就農を支援する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,842ha	392ha	21.28%
課 題	耕作者の減少や高齢化などにより遊休農地化している。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 31 ha		
	目標設定の考え方: 『御前崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針』による		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		20 人	7月～9月
	調査方法	管内全域を調査区域として、目視による調査を実施。 耕作放棄されている場合は、調査図に記入する。	
		農地の利用意向調査	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～1月	1月～2月	
その他	農地意向調査図の作成		

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,450ha	0ha
課 題	違反転用の未然防止	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	7月:市の広報誌等で周知を行う。 9月～10月:農地パトロールの実施。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入